

神栖市告示第 111 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画土地区画整理事業及び鹿島臨海都市計画用途地域の変更と同法第 19 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画地区計画の決定をしたので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 1 日

神栖市長 石田 進



1. 都市計画の種類及び名称

土地区画整理事業, 用途地域, 地区計画

2. 都市計画を変更または決定する土地の区域

別紙のとおり

3. 縦覧場所

神栖市都市整備部都市計画課

## 別 紙

### 都市計画の種類

土地区画整理事業（鹿島臨海都市計画深芝土地区画整理事業）

#### 1. 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

##### （1）神栖市

深芝字豊田，字昭田，字権現，字新屋敷の一部

居切字大門，字南鬮，字関，字堀割の一部

平泉字トネ谷原，字東町田，字上谷原の一部

### 都市計画の種類

用途地域

#### 1. 都市計画を変更する土地の区域

##### （1）神栖市

ア 第一種中高層住居専用地域

##### （ア）削除する部分

深芝字豊田，字昭田，字新屋敷，字権現，字下口，字谷原，

字北城の各一部

居切字南鬮，字関，字大門，字二番割，字四番割の各一部

平泉字東町田，字トネ谷原，字北口の各一部

堀割三丁目の一部

イ 第二種住居地域

##### （ア）削除する部分

深芝字豊田の一部

居切字南鬮，字関，字大門，字二番割，字四番割，字外見取の各一部

堀割三丁目の一部

ウ 準工業地域

(ア) 追加する部分

深芝字豊田，字昭田，字新屋敷，字権現，字下口，字谷原，

字北城の各一部

居切字南鬮，字関，字大門，字二番割，字四番割，字外見取の各一部

平泉字東町田，字トネ谷原，字北口の各一部

堀割三丁目の一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建蔽率 60%以下，容積率 200%以下

都市計画の種類

地区計画（深芝豊田・昭田地区）

1. 都市計画を決定する土地の区域

(1) 神栖市

深芝字豊田，字昭田，字新屋敷，字権現，字下口，字谷原，

字北城の各一部

居切字南鬮，字関，字大門，字二番割，字四番割，字外見取の各一部

平泉字東町田，字トネ谷原，字北口の各一部

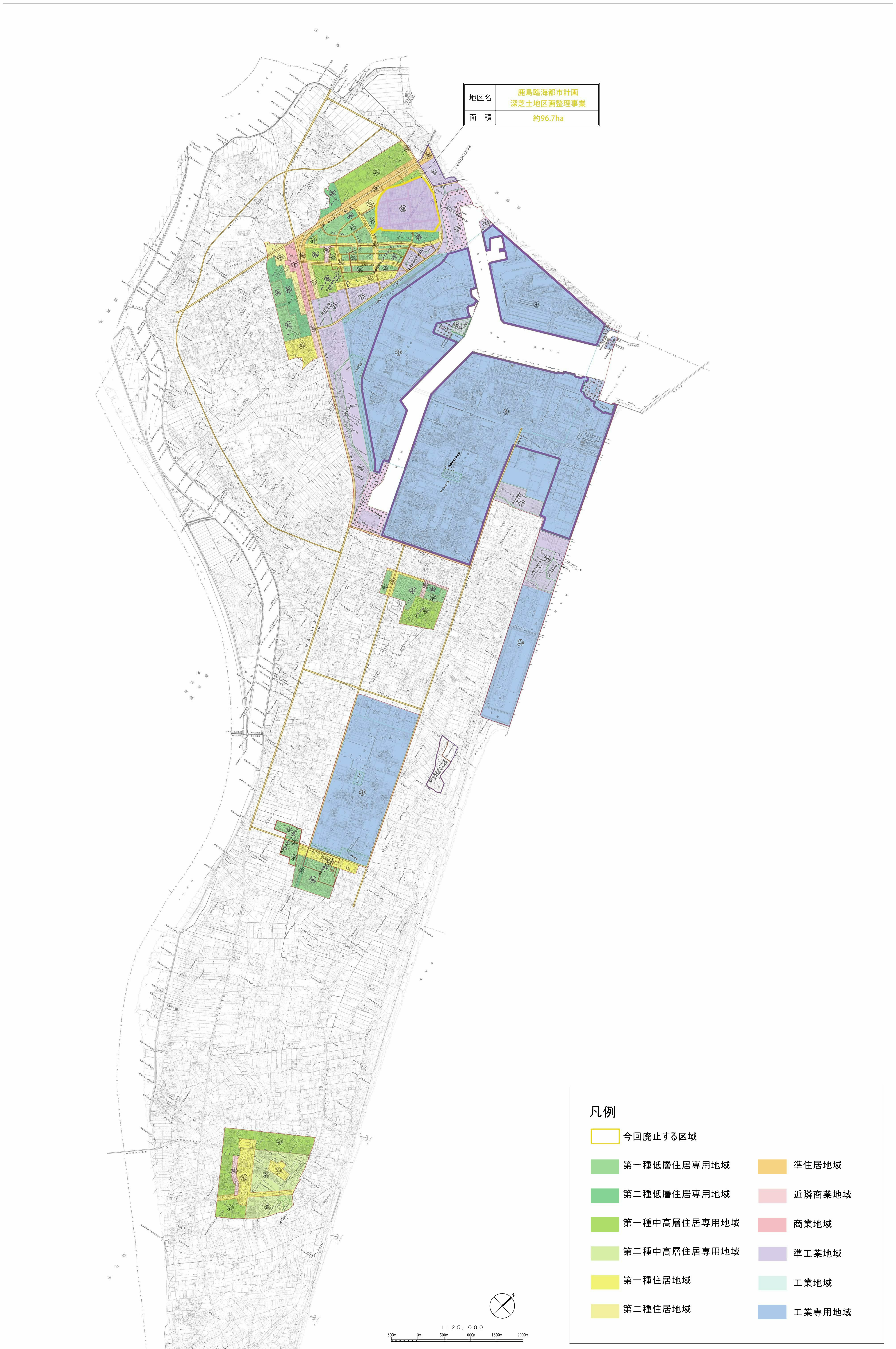
堀割三丁目の一部

## 鹿島臨海都市計画土地区画整理事業の変更（神栖市決定）

都市計画深芝土地区画整理事業を廃止する。

### 理 由


社会経済情勢の変化に伴う地価下落等により土地区画整理事業を断念し、区域内の基盤整備とともに地区計画により良好なまちづくりを進めていくため、本案のとおり、鹿島臨海都市計画深芝土地区画整理事業を廃止するものである。



# 深芝土地区画整理事業 計画図



地区名	鹿島臨海都市計画 深芝土地区画整理事業
面積	約96.7ha

凡 例	
今回廃止する区域	

1:2,500

